

児童名

注意事項

- ※ 求職中による入園は原則3ヵ月となります。
- ※ 入園後3ヵ月以内に就職し、就労証明書を提出できない場合には、保育の実施解除の決定を行うことがあります。
- ※ 入園後3ヵ月以内に就労証明書の提出ができない（見込み）の場合、入園後3ヵ月目に役場こども未来課までお越しください。